7　法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、当該承認を受けている国税関係書類のうち法第六条第二項に規定する代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この条において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「適用届出書」という。）を所轄税務署長等（法第四条第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次項、第五条第三項及び第六条において同じ。）に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類の書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。）は、第五項第一号及び第四号（同号イ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「読み取る際に（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに）」とあるのは「読み取る際に」と、同号ハ中「情報（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本産業規格Ａ列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）」とあるのは「情報」と、同項第四号中「の作成又は受領から当該国税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務」とあるのは「に係る記録事項の入力に関する事務」と、「当該各事務を」とあるのは「当該事務を」と、同号ロ中「当該各事務」とあるのは「当該事務」と、「定期的な検査」とあるのは「検査」とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号、第五条第一項第一号並びに第六条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二　基準日

三　その他参考となるべき事項

8　前項の保存義務者は、同項の規定の適用を受けようとする過去分重要書類につき、所轄税務署長等のほかに適用届出書の提出に当たり便宜とする税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めたときは、当該所轄外税務署長を経由して、その便宜とする事情の詳細を記載した適用届出書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該適用届出書が所轄外税務署長に受理されたときは、当該適用届出書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。

第四条第一項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五条第一項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）」を削り、同項第四号中「設立」を「業務の開始の日又は設立」に改め、同条第三項中「法第四条第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次条において同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年九月三十日から施行する。ただし、第三条第五項の改正規定及び第四条第一項第四号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第七項及び第八項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する同条第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分重要書類について適用する。

○財務省令第二十二号

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第二十一条第三項の規定に基づき、相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令

相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

○財務省令第二十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十条の三の三第十一項」を「第四十条の三の三第十七項」に、「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第二十一項」に、「第六十八条の八十八第十五項」を「第六十八条の八十八第二十一項」に改め、同条第二項中「第二十九条の二第十項」を「第二十九条の二第十一項」に、「第七十条の二の二第十九項」を「第七十条の二の二第二十一項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第三十四項又は第三十七条の十四の二第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項又は第三十七条の十四の二第三十四項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「の身分」を「及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第九項の身分」に、「別表第七」を「別表第六」に改め、同項を同条第六項とする。

別表第一から別表第五までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第六を削る。

別表第七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表を別表第六とする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第一から別表第五までの改正規定及び別表第七の改正規定　平成三十一年七月一日

二　第二条第一項の改正規定（「第四十条の三の三第十一項」を「第四十条の三の三第十七項」に改める部分を除く。）　平成三十二年四月一日

三　第二条第一項の改正規定（「第四十条の三の三第十一項」を「第四十条の三の三第十七項」に改める部分に限る。）　平成三十三年一月一日

四　第二条第二項の改正規定（「第二十九条の二第十項」を「第二十九条の二第十一項」に改める部分に限る。）　中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）の施行の日

○財務省令第二十四号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「第六十一号」を「第六十三号」に改め、同号ロ中「別表第六十二号から第七十八号まで」を「別表第六十四号から第八十号まで」に改める。

第五条第二項第二号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）が記録された電磁的記録であって、当該添付書面等を交付すべき者から提供を受けたもの（当該添付書面等を交付すべき者により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これに類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法